三項に規定する特定保健指導の実施率をいう。以下同じ。）が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率（以下「特定保健指導実施率基準値」という。）以上であること。 (1)　単一型健康保険組合及び共済組合　百分の三十 (2)　総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合　百分の十五		
二　当該年度の前年度における特定保健指導の実施率から特定保健指導実施率基準値を控除して得た率を一から特定保健指導実施率基準値を控除して得た率で除して得た率	（略）	五
五　当該年度の前年度における次に掲げる率を把握していること。 イ　被扶養者（算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合にあっては、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第十九条第一項に規定する組合員の世帯に属する者（同項ただし書に該当する者を除く。）をいう。以下同じ。）に係る特定健康診査の実施率を特定健康診査実施率基準値で除して得た率 ロ　被扶養者に係る特定保健指導の実施率を特定保健指導実施率基準値で除して得た率	（略）	六
（略）	（略）	七・八
（略）	五点	九
（略）	（略）	十

第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合　百分の七十六・五 ロ　特定保健指導（法第十八条第一項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施率（算定省令第四十条の二第三項に規定する特定保健指導の実施率をいう。以下同じ。）が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率（以下「特定保健指導実施率基準値」という。）以上であること。 (1)　単一型健康保険組合及び共済組合　百分の三十 (2)　総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合　百分の十五		
二　当該年度の前年度における特定保健指導の実施率から特定保健指導実施率基準値を控除して得た率を一から特定保健指導実施率基準値を控除して得た率で除して得た率	（略）	三
三　当該年度の前年度における次に掲げる率を把握していること。 イ　被扶養者（算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合にあっては、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第十九条第一項に規定する組合員の世帯に属する者（同項ただし書に該当する者を除く。）をいう。ロにおいて同じ。）に係る特定健康診査の実施率を特定健康診査実施率基準値で除して得た率 ロ　被扶養者に係る特定保健指導の実施率を特定保健指導実施率基準値で除して得た率	（略）	四・五
（略）	（略）	六
（略）	三点	七